

第18回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月16日(火) 午前9時30分から午前10時

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

1番	田村	尚利
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
7番	小田	博
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(3人)

農業委員

2番	河村	晴夫
----	----	----

農地利用最適化推進委員

3番	末岡	博
6番	城	俊治

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第18回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員8名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、1番田村尚利委員、3番出穂真奈美委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は20件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

件数は多いですが、事業としては4事業ですので事業ごとにまとめてご説明申し上げ、質問等については、説明終了後まとめてお伺いいたします。

それでは、議案番号1と2は同一の事業となりますので併せてご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は大阪市に本店を置く太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は共有名義人の1人が下松市在住ですが他は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字島田地内の、市役所三島出張所から北西に約1.9km位置する2筆で、登記地目は共に田、面積は1,429と968㎡の自作地です。

譲受人は太陽光発電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難になり処分先を探していた譲渡人からここを取得し、パネル設置面積

784.748 m²、発電出力 99.0kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替えとなる用地がない場合は許可することができるとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

次に、議案番号3～8が同一の事業となります。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は大阪市に本店を置く太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は共有名義人の1人が下松市在住ですが他は市内に居住する

個人です。

申請のあった土地は、大字島田地内の、市役所三島出張所から北西に約1.9 km位置する9筆で、登記地目はすべて田、面積は合わせて16,460 m²の自作地です。

譲受人は太陽光発電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難になり処分先を探していた譲渡人からここを取得し、パネル設置面積6,566.267 m²、発電出力742.5kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替えとなる用地がない場合は許可することができるとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

引き続き、議案番号 9～14 も同一の事業となりますので併せてご説明いたします。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は事業 2 と同一の法人で、譲渡人は共有名義人の 1 人が下松市在住ですが他は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字島田地内の、市役所三島出張所から北西に約 1.9 km 位置する 6 筆で、登記地目はすべて田、面積は合わせて 5,070 m²の自作地です。

譲受人は太陽光発電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難になり処分先を探していた譲渡人からここを取得し、パネル設置面積 2,162.945 m²、発電出力 247.5kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項ですが、事業 2 と同じなので省略いたします。

それでは、議案番号 15～20 も同一の事業となりますので併せてご説明いたします。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は事業 2、3 と同一の法人で、譲渡人は共有名義人の 1 人が下松市在住ですが他は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字島田地内の、市役所三島出張所から北西に約 1.9 km 位置する 8 筆で、登記地目はすべて田、面積は合わせて 7,784 m²の自作地です。

譲受人は太陽光発電事業の拡大に伴いここを取得し、パネル設置面積 2,565.367 m²、発電出力 247.5kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてはやはり内容が前件と重複いたしますので省略いたします。

なお、この件につきましては、宮内委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

宮内委員、補足説明をお願いします。

7 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

8 番 譲受人の法人名は違いますが、代表者が同一なのは。それから、ちなみに土地の売り払い価格はいくらでしょう。

事務局 発電事業と、売電事業を分離、さらに、発電事業を分社化したものと考えます。売買価格は平米あたり 1,200 から 1,300 円程度です。

1 番 水利関係は。

事務局 当該農地の下流側には農地は存在しないこと、雨水は自然流下で既設水路へということで、特に問題ないと考えます。

議長 他に何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第 1 号番号 1～20 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1～20 は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」ご説明申し上げます。
届出の件数は、7 件でございました。
内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第18回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年11月16日開催の第18回光市農業委員会総会の議事録である。

令和3年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____